

2020年2月

お客さま 各位

きのくに信用金庫

きのくにEバンキングサービス利用規定の改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てをいただき厚くお礼申し上げます。

当金庫は、2020年4月に施行される改正民法、ならびに2018年2月金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策にかんするガイドライン」を踏まえ利用規定の一部を下記のとおり、2020年3月1日より改定いたします。

なお、改定後の利用規定は、すでにお取引をいただいているお客さまにも適用されますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1. 2020年4月1日の民法改正を踏まえた改定（下線部変更）

1.1. 規定の変更等

- (1) 本規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変化、その他、当金庫が相当の事由があると認められる場合、店頭表示、ホームページでの告知、その他の相当の方法で公表することにより、変更ができるものとします。
- (2) 第1項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。
なお、当金庫の責めによる場合を除き、本規定の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

2. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインを踏まえた対応（下線部変更）

8. 解約等

- (1) 本サービスの契約（以下「本契約」といいます）は、当事者の一方の都合で、いつでも解約することができます。
なお、お客様からの解約の通知は、当金庫に所定の書面を提出し、当金庫所定の方法によるものとします。
- (2) 支払指定口座が解約された場合、本契約は解約されたものとみなします。
- (3) お客様に次の各号の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでも、本契約を解約することができるものとします。
この場合、お客様への通知の到着のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を連絡先にあてて発信した時に本契約は解約されたものとします。

- ① 当金庫に支払うべき利用手数料その他の諸手数料を2ヶ月連続して支払わなかった場合。
- ② 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫においてお客様の所在が不明となった場合。
- ③ 支払の停止または破産、民事再生手続開始の申し立てがあった場合。
- ④ 相続の開始があった場合。
- ⑤ 各種パスワードの不正使用があったとき、または本サービスを不正利用した場合。
- ⑥ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合。
- ⑦ 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合。
- ⑧ お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がお客様に対する本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合。
- ⑨ 本サービスがマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に使用されているおそれがあると認められる場合。
- ⑩ 本サービスを継続する上で支障があると当金庫が判断した場合。

3. その他の改定次項

①契約成立について（下線部変更）

1. きのくにEバンキングサービスの取引
- (2) 入金指定口座への入金は、次の各号の方法で取り扱います。
 - ① 支払指定口座と入金指定口座とが同一店内かつ同一名義人口座の場合は、「振替」として取り扱います。
 - ② 入金指定口座が同一店内の他人名義の場合又は支払指定口座とは異なる当金庫内の本支店にある場合もしくは他金融機関の場合は「振込」として取り扱います。
- (3) 本サービスの利用に関する依頼人と当金庫との間の契約は、当金庫所定の方法による依頼人の申込みに基づき、当金庫が当該申込みを適当と判断した場合に成立するものとします。依頼人においては、契約成立後に本サービスの利用が可能となります。

②振込等の受付について（ 部分を削除）

2. 振替または振込の受付等
- (1) 本サービスによる振替または振込を依頼する場合は、当金庫が定めた番号の電話宛てに送信を行い、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を使用端末により操作してください。
- (2) 当金庫は、前項の操作により使用端末ごとに次の各号の要件を満たされていると

きは、送信者を依頼人とみなし、当金庫が受信した依頼内容を依頼人の使用端末に返信します。

① プッシュホン・ファクシミリの場合、当金庫で受信した暗証番号ならびに支払指定口座の科目コードおよび口座番号が、当金庫へ届出の暗証番号および支払指定口座の科目コードおよび口座番号と一致していること。

② ホームユース端末・パソコン等の場合、前号の要件に加え、受信した端末IDが当金庫へ届出の端末IDと一致していること。

(7) 以下の各号に該当する場合は振替および振込はできません。

①～⑤ ～（省略）～

⑥ 支払指定口座が預金規定にもとづき、払い戻し取引を制限されているとき。

③免責事項について（下線部追加・変更）

5. 免責条項

(1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

(2) 当金庫の責によらない電話、インターネットの不通ならびに通信機器、回線、コンピューター等の障害により取扱いが遅延したり不能になった場合、そのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

～（省略）～

(3) この取扱いによる振替または振込依頼の受付の際、第2条第2項および第3項にもとづいて取り扱いましたうへは、暗証番号等につき不正使用その他の事故があってもそのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

④届出事項について（下線部変更）

6. 届出事項の変更等

(1) 名称、称号、住所、電話番号等、その他、届出内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面によりお取引店に直ちにお届け下さい。この届出前に生じた損害について当金庫は責任を負いません。

(2) 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当金庫からの通知または送付する書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

⑤利用停止について（次の条項を新設）

7. 利用停止等

不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合等、当金庫がお客様に対する

本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、お客様に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用停止等の措置を講じることができます。これにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。
なお、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれ、または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると判断した場合も同様とします

⑤準用規定の追加（下線部追加）

9. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、普通預金規定（定期性総合口座取引規定を含みます）、当座勘定規定、当座勘定貸越約定書、きのくにカードローン規定、振込規定により取扱います。

以 上